

兵庫県公報

平成23年5月6日 金曜日 第2283号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成23年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○救急病院の認定（医務課）	3
○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	4
○救急病院の名称変更（同）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（県民生活課）	5
○薬事法に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
教育委員会規則	
○教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則	8

公布された法令のあらまし

- 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）
教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、住居手当の支給に関する事務のうち市町が処理する事務を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第523号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成23年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成23年 8月6日（土）	午前	甲種第4類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第4類、第7類	午前9時30分から 午前11時15分まで
	午後	甲種特類	午後1時40分から 午後4時25分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時40分から 午後4時55分まで

		乙種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時40分から 午後3時25分まで
同月7日(日)	午前	乙種第6類	午前10時から 午前11時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成23年 11月20日(日)	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時15分から 午後0時30分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時15分から 午後0時00分まで
	午後	甲種第4類	午後1時45分から 午後5時00分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時45分から 午後3時30分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。ただし、電気工事士の資格により試験の一部免除を受ける者に限り甲種又は乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 申請書類等

ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 資格証明書類

(7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

(4) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

(2) 受付期間、申請方法及び申請先

ア 第1回

(7) 書面申請

- a 受付期間
平成23年 6月20日（月）から同月30日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- b 申請方法
持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。
なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

- c 申請先
財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(f) インターネット申請

- a 受付期間
平成23年 6月17日（金）午前9時から同月27日（月）午後5時まで
- b 申請方法
財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。
なお、受験資格及び試験科目免除資格の内容によっては申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

- a 受付期間
平成23年 9月20日（火）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- b 申請方法
第1回に同じ。
- c 申請先
第1回に同じ。

(f) インターネット申請

- a 受付期間
平成23年 9月17日（土）午前9時から同月27日（火）午後5時まで
- b 申請方法
第1回に同じ。

(3) 手数料

- ア 甲種特類 5,000円
- イ 甲種 5,000円
- ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

第1回は平成23年9月中旬、第2回は平成23年12月中旬に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に掲示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 受験についての問い合わせ先

(1) 書面申請

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

財団法人消防試験研究センター 電子申請室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第524号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定

した。

平成23年 5月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 神戸市立医療センター中央市民病院
 所在地 神戸市中央区港島中町4丁目6番地
 認定年月日 平成23年2月1日
 認定の有効期限 平成26年1月31日
- 2 名 称 三輪外科
 所在地 神戸市須磨区東落合2丁目13番地21号
 認定年月日 平成23年4月1日
 認定の有効期限 平成26年3月31日
- 3 名 称 財団法人甲南病院 加古川病院
 所在地 加古川市神野町西条1545番地の1
 認定年月日 平成23年4月14日
 認定の有効期限 平成26年4月13日



兵庫県告示第525号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成23年 5月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 名 称 医療法人大宗会 王子回生病院
- 所在地 明石市王子2丁目20番20号
- 撤回年月日 平成23年2月28日



兵庫県告示第526号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成23年 5月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 新 名 称 医療法人社団 明石医療センター
- 旧 名 称 社団法人明石市医師会立明石医療センター
- 所在地 明石市大久保町八木743番地の33
- 変更年月日 平成23年4月1日



兵庫県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成23年 5月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 田 平 和	加古川市上荘町国包855番地

2 五ヶ井土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	石 原 正 樹	加古川市加古川町美乃利552番地



兵庫県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
池谷連合土地改良区	平成23年 4 月19日
印南土地改良区	同



兵庫県告示第529号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成22年 9 月 3 日から平成23年 4 月 1 日まで
- (3) 作業地域
尼崎市神田中通 9 丁目ほか
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成22年11月 1 日から平成23年 4 月 1 日まで
- (3) 作業地域
尼崎市浜田町 2 丁目
- 3 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成22年12月13日から平成23年 4 月 1 日まで
- (3) 作業地域
尼崎市稲葉荘 1 丁目ほか
- 4 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成23年 2 月10日から同年 4 月 1 日まで
- (3) 作業地域
尼崎市神田中通 2 丁目ほか

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から 2 月間とする。

平成23年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成23年4月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こぐまくらぶ

イ 代表者の氏名 松本 昭子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区西舞子八丁目1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行うと共に、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業を行い、障害者等の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成23年4月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人総合文化推進機構

イ 代表者の氏名 今崎 陽吉

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大蔵谷字東山西山3781番地の26 朝霧マンションA棟213

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に関西地域で文化・芸術にかかわる事業等を企画・実施し、地域における文化芸術の育成、発展を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成23年4月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆーあい

イ 代表者の氏名 徳永 栄子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大井手町5番5号 エドモンドヒルズ夙川202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成23年4月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸西助け合いネットワーク

イ 代表者の氏名 在里 俊一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区西落合2丁目1番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき、高齢者、障害者をはじめとする地域住民に対し生活支援・安全活動・子どもの健全育成・環境保全及び福祉に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成23年4月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たけの子クラブ

イ 代表者の氏名 藪口 一男

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区東白川台4丁目4番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の身体障害者（児）及び高齢者に対し、ノーマライゼーションの理念のもと、移送サービス及びデイサービス等を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



薬事法に基づく登録販売者試験の実施

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成23年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成23年 8月 28日 (日) 午前10時から午後 3時まで	神戸市西区学園西町 8丁目 2-1 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス
	姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

※受験者数が少数の場合、試験会場は兵庫県立大学神戸学園都市キャンパスのみとする。

2 試験科目 (筆記試験)

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 受験資格及び提出書類

次の表に掲げる受験資格のいずれかに該当する者であること。

なお、平成20、21年度及び平成22年度に兵庫県が実施した登録販売者試験を受験した者は、その受験票をもって提出書類欄に掲げる卒業証明書及び実務経験 (見込) 証明書に代えることができる (受験票を紛失した場合は、受験申込時に申し出ること)。

	受験資格	提出書類
1	(1) 旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 (2) 平成18年 3月 31日以前に学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書 ウ 写真 (出願日前 6 箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5センチメートル、横 4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
2	上記 1 以外の者で、旧中等学校令に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書 ウ 実務経験 (見込) 証明書 エ 写真 (出願日前 6 箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5センチメートル、横 4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
3	4年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 実務経験 (見込) 証明書 ウ 写真 (出願日前 6 箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5センチメートル、横 4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
4	次の (1) 又は (2) に該当する者のうち、上記 1 から 3 に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者 (1) 外国薬学校卒業者等 (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	左記の受験資格及び提出書類については、兵庫県健康福祉部健康局薬務課に問い合わせること。

4 受験手続

(1) 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課、健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）、神戸市保健所（神戸市保健福祉局健康部予防衛生課）、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所（以下「受付機関」という。）及びインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成23年5月6日（金）から配布する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

(2) 受付期間

平成23年6月6日（月）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成23年6月17日（金）必着とすること。

(3) 提出方法

持参により提出すること。ただし、住所地及び実務に従事した薬局等（実務経験証明書記載の薬局等）の所在地が兵庫県外の者については、郵送による提出を受け付ける。

なお、郵送の場合は、封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）の表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、兵庫県健康福祉部健康局薬務課へ送付すること。

(4) 提出先

ア 住所地又は実務に従事した薬局等の所在地の受付機関

イ 住所地及び実務に従事した薬局等の所在地が県外の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(5) 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成23年9月30日（金）午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに2週間掲載するほか、合格者に合格通知書を郵送する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

6 試験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線 3307、3308、3316



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井1丁目528番3の一部、528番7、528番8の一部、1992番1、1994番1、1994番2、1995番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3

タカミ建設株式会社 代表取締役 三宅芳弘

3 許可年月日及び許可番号

平成23年3月3日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-2号（22高砂）

教育委員会規則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月6日

兵庫県教育委員会
委員長 西村亮一

兵庫県教育委員会規則第11号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表 3 の項中「5 の項」を「6 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項中「1 の項」を「2 の項」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表区分の項の次に次のように加える。

<p>1 条例本則の表 1 の項に規定する教育委員会規則で定める事務</p>	<p>1 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下この項において「教育職員規則」という。）第21条の3第5項又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号。以下この項において「事務職員規則」という。）第2条において準用する職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下この項において「職員規則」という。）第22条の3第5項の規定による住居届の受理に関する事務</p> <p>2 教育職員規則第21条の3第7項又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第22条の3第7項の規定による住居手当の月額の設定又は改定に関する事務</p> <p>3 教育職員規則第21条の3第8項又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第22条の3第8項の規定による家賃の額に相当する額の算定に関する事務</p> <p>4 教育職員規則第21条の3第11項又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第22条の3第11項の規定による住居手当の支給に係る確認に関する事務</p>
--	--

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。